

平成 28 年度第 1 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 26 日 (木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1階 第1会議室

3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、高木委員、中澤委員、岡崎委員、井村委員、山上委員、大塚委員、佐山委員、阿部委員、上辻委員、島貫委員、原口委員、近藤委員

(事務局) 新宅健康福祉部長、大塚健康福祉部次長、川嶋介護保険課長、小川猫実地域包括支援センター所長、町山健康増進課長、関根介護保険課課長補佐、小澤健康増進課課長補佐、須賀介護保険課副主幹、加納保険料係長、斉藤高齢対策係長、森林主査、奥山主任主事、山田主任主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 浦安市の介護保険について

(2) 平成 27 年度介護保険事業等の実施状況について

①平成 27 年度介護保険事業の実施状況について

②平成 27 年度地域包括支援センターの事業報告について

(3) 特別養護老人ホーム入所基準について

(4) 浦安市地域包括支援センター運営方針等について

(5) その他

①介護予防支援業務委託事業者の承認について

5. 会議経過

議題(2)について

委 員: 介護保険料の未納者は、単年度だけ未納なのか、長期に渡って未納なのか。具体的に、未納者への対策としてどのような事をしているか。

事務局: 単年度の未納となる方は、新たに 65 歳になった方で、年金天引きまでの準備期間としての普通徴収の期間に、納め忘れ・勘違い等で未納があった方です。長期に渡って未納になる方は、年金額が少なく保険料の年金天引きができない方です。このような方は、生活苦から保険料が未納となる場合がありますが、分割納付の申請をして少しずつ納付するよう話をしております。

また、未納者への対策としましては、督促状・催告書の送付、戸別訪問をしております。差押えにつきましては、他の税目で差押えを行う際、介護保険料も含めて差押えをしたケースがありますが、介護保険料単独ではしていません。また、要介護認定を受けた方が未納であった場合、介護サービスを受けた際の自己負担が3割負担になる「給付制限」という制度がありますので、こういったものも活用しています。

委 員: 「介護認定状況について」の資料に要介護認定率が記載されていないが、要介護認定率は

何パーセントか。また要介護認定率を公表していない理由は。

事務局:本市の要介護認定率は本年3月末で 13.1%です。この資料には、65 歳以上の人数および要介護認定者数もありますことから、割り返せば認定率が出ますので、特に公表していないという事ではございませんが、ご指摘のとおり、来年度から要介護認定率を記載するようにします。

委員:「地域における関係者とのネットワーク構築」について。日常生活圏域が3つ→4つとなった事に合わせ、社会福祉協議会は支部社協を1つ増やしたこともあるので、もう少し具体的に記載してほしい。

事務局:地域における関係者とのネットワーク構築を進めていく上において、社会福祉協議会との関わりは非常に重要なものと認識しております。日常生活圏域の変更に伴い、支部社協の圏域もそれに合わせる努力をいただいている所であり、とても密接な連携となっております。既に実際活動していただいている部分が多くありますので、次回以降につきましてはそういったものもこの中に織り込んでいきたいと考えております。

議題(3)について

委員:特別養護老人ホーム入所者選定基準の変更に伴い、入所希望者順位に大きな変動があったが、どう考えているか。また、基準の中に「主たる介護者が生計中心者として就労しているため、介護が困難」という項目があるが、「介護するのが嫌だから施設に申し込む」ための理由づけとしてこの項目が利用されている可能性があるが、どう考えているか。

事務局:入所者選定基準の変更が順位変動に与えるインパクトについては大きなものと考えております。選定基準につきましては各施設の意見をまとめて市が策定しましたが、入所者選定に関しては各施設が行っており、一切市は関わっておりません。最終的な判断は各施設が行うことになっておりますので、入所者選定にあたっては、利用者に対し各施設で丁寧に説明していただきたいという話をしております。

主たる介護者の就労、それに伴う介護放棄の問題につきましては、地域包括支援センターが虐待対応の窓口として機能しておりますので、そこでフォローできると考えております。

委員:新しい入所者選定基準における、認知症についての加点が少ないのではないか。

事務局:この基準は新しくスタートしたものですので、今後不具合がありましたら、各施設の方と協議しながら、可能なものについては変更していきたいと考えております。

その他

委員:医師会が試行的に運用している「在宅クラウド」について、患者の情報は図に示されている全ての機関で共有されるのか。

事務局:一人ひとりの患者の情報共有については、その患者に携わる機関に限定されます。

委員:今後在宅診療に比重が移っていくことになると思うが、この在宅クラウドは有効に機能するのか？

事務局:地域包括ケアシステムを構築する中で、情報共有システムに対する支援が求められています。このまま活用できるかどうかは今後の検討課題ですが、何らかの形で活用できればと考えております。

委員:在宅クラウドは医師会が中心となってやっているとのことだが、介護関係者との連携ができないと情報共有できないのではないか。

他委員:在宅クラウドは、医療関係者も介護関係者も含めて一つの媒体で情報を共有しようというものです。現在も、多職種連携を目的としておりますので、連携はできております。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 加納・奥山
電話 047-712-6403